

令和7年9月吉日

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士

歩行訓練士・リハビリテーション医

現役専門職の皆様

株式会社日本総合研究所

令和7年度 厚生労働科学研究費 障害者政策総合研究事業

「障害者自立支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデルの普及促進に資する研究」に関するアンケート調査へのご協力のお願い

拝啓 時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

弊社では、令和7年度厚生労働科学研究費 障害者政策総合研究事業「障害者自立支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデルの普及促進に資する研究(研究代表者:国立障害者リハビリテーションセンター研究所 井上剛伸)」におけるアンケート調査を実施しております。

本調査は、今年度本研究事業にて実施する、障害者自立支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材を育成するプログラムの作成において、受講者の関心を惹くための講義内容や講義形態等に関する情報を収集することを目的としています。さらに、調査結果を分析し、今後他の領域へ展開するための人材育成プログラム導入指針、導入マニュアル作成にも資する情報を提供することを目指しています。

調査対象には、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士・歩行訓練士の養成校に在籍する学生と理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・視能訓練士・歩行訓練士・医師の現役専門職が含まれます。本アンケートの調査結果は、障害者自立支援機器開発に携わる医療・福祉・工学分野の人材育成モデルの普及促進に向けた貴重な基礎資料として活用させていただきます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、下記の概要をご一読の上、アンケート調査票へのご回答及び配布にご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

■ 調査に関するお問合せ (調査事務局) ■

【回答方法および調査の内容に関するお問い合わせ】

株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

担当: 石塚、城岡、北島、高村 (平日 10時~17時)

メール: ishizuka.mami@jri.co.jp (石塚) kitajima.mina@jri.co.jp (北島)
takamura.tr04150@jri.co.jp (高村)

※石塚、北島、高村のメールアドレスを宛先に含め、件名に【厚労科研に関する問い合わせ】と記載の上、メールでご連絡ください。

記

(1) アンケート調査の対象

本調査の対象は、①理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・視能訓練士・歩行訓練士の各養成校に在籍する学生、②理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・視能訓練士・歩行訓練士・医師の有資格者です。

(2) 本調査で使用する用語の定義

- 本調査において「支援機器」、「支援機器開発」、「支援機器利活用」は、以下のとおり定義しています。
 - ✓ 支援機器:これまでの補装具や日常生活用具の範囲にとらわれず、障害者の生活を支援する幅広い範囲を包含する機器の総称。デジタル、ICT、AI、ロボット技術等といった最先端の要素技術が含まれる機器についても範囲に含まれます。ただし、医療専門職が使用する医療機器については対象外とします。(例:義肢装具、パーソナルケア関連用品、移動機器、家事用具、家具・建具・建築設備、コミュニケーション・情報支援機用具、操作用具、環境改善機器・作業用具、就労および就労支援機器、レクリエーション用具、住宅改修)
 - ✓ 支援機器開発:支援機器の企画や設計、製品化等の開発に関する一連のプロセス
 - ✓ 支援機器利活用:対象者に対する適切な支援機器の選定、適切な使用の評価・指導、身体状況の変化に応じた調整等の一連のプロセス

(3) アンケート調査の方法

● 回答方法について

- アンケート調査は、以下のインターネット上のウェブサイトよりご回答をお願いいたします。
- 以下回答画面 URL をブラウザをご入力いただくか、タブレット・スマートフォン等で以下 QR コードをお読み取りいただき、回答画面の指示に沿って回答をお進めください。

【回答画面 URL】<https://forms.gle/HDyCTDj7VWvntEa8>

- 所要時間は 10 分程度です。
- 統計処理の都合上、1人1回答となるよう、複数回のご回答いただくことがないようお願いいたします。



● ご回答いただきたい方

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・視能訓練士・歩行訓練士の各養成校に在籍する学生
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・視能訓練士・歩行訓練士・医師の有資格者

● 回答時の留意点

- 特に期日を明記している設問を除き、令和7年9月1日時点の状況をご回答ください。
- 回答の際は、あてはまる番号を選択してください。選択いただく数は原則1つです。複数選択いただく場合は、質問文に記載しています。また、具体的な数値等をご記入いただく部分もあります。

● 回答締め切り

期限が短く、大変恐縮ではございますが、令和7年 11月 30 日(日)23:59までにご回答ください。

以上、ご協力のほど、宜しくお願い致します。